

◆ 『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』に基づく

歴史的建造物等の保全事業◆

○歴史的建造物等保全対策費

景観条例で歴史的建造物として保存すべき建造物のうち、特に重要と認められるものを「小樽市指定歴史的建造物」、地域的美観風致を維持し、都市景観の形成を図るために保存する必要があると認める樹木等を「保存樹木等」として指定しています。

これらの価値や保全の意義を広く市民や観光客等へ伝えるため、説明用看板や銘板を設置しています。

老朽化した説明用看板15基の補修費用として、寄付金の一部（474,120円）を活用しました。

「小樽市指定歴史的建造物 説明用看板（5カ国語表記）」

